

## 福岡県公報

令和4年9月20日  
第334号

## 目次

## 告示(第845号-第852号)

○都市計画事業の認可	(公園街路課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3

## 公 告

○令和4年度砂利採取業務主任者試験の実施	(工業保安課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	4
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	5

## 告 示

## 福岡県告示第845号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
久留米市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
久留米小郡都市計画交通広場 1号 大善寺駅西口交通広場
- 3 事業施行期間  
令和4年9月20日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
久留米市大善寺町宮本字上野町、字町裏地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## 福岡県告示第846号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	福 光 線	朝 倉 線	前	朝倉市入地2052番先から 朝倉市入地2069番1先まで	8.0 ~ 12.8	186.3
			後	朝倉市入地2052番先から 朝倉市入地2069番1先まで	8.0 ~ 8.5	186.3

## 福岡県告示第847号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年9月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	福光朝倉線	朝倉市入地2052番先から朝倉市入地2069番1先まで

#### 福岡県告示第848号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	夏直吉方線	前	田川市大字夏吉1899番5先から田川市大字夏吉2849番2先まで	10.5 ～ 12.1	260.5
			後	田川市大字夏吉1899番5先から田川市大字夏吉2849番2先まで	10.5 ～ 20.8	260.5

#### 福岡県告示第849号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年9月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	久留米筑後線	筑後市大字前津931番6先から筑後市大字前津1369番1先まで

#### 福岡県告示第850号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	諸西富島線	前	久留米市城島町浮島643番19先から久留米市城島町浮島487番3先まで	10.5 ～ 12.8	958.7
			後	久留米市城島町浮島643番19先から久留米市城島町浮島487番3先まで	10.5 ～ 12.8	958.7

#### 福岡県告示第851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年9月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	諸富 西島線	久留米市城島町浮島643番2先から 久留米市城島町浮島109番1先まで

## 福岡県告示第852号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡 早良 大野城線	前	糸島市川原31番1先から 糸島市川原19番2先まで	25.9 ～ 160.2	170.0
			後	糸島市川原31番1先から 糸島市川原19番2先まで	25.9 ～ 160.2	170.0

## 公 告

## 公告

令和4年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 受験資格

特に制限はない。

## 2 試験

## (1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

## ア 砂利の採取に関する法令

## イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## (2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和4年11月11日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区千代一丁目20番31号 福岡県千代合同庁舎801A会議室

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に受験票・写真票1部及び受験手数料8,100円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

イ 受験票・写真票には、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を必ず貼付すること。

ウ 受験願書及び受験票・写真票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 受験手数料8,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

オ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

## (2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和4年9月20日（火曜日）から同年10月14日（金曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に

規定する休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和4年10月14日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、令和4年12月6日（火曜日）に発表する。発表は、福岡県公報に掲載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩津和崎字後口316番8から316番15まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区若久五丁目2番3号

九州エステート株式会社

代表取締役 柳 孝弘

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システムのメンテナンス業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部財務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年8月10日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

33,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

### 公告

宮若市吉川土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
牧 義明	宮若市湯原1051番地1

### 公告

久留米市高野小森野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改

良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
高田 博美	久留米市小森野六丁目8番25号
半田 安延	久留米市高野二丁目6番63号
笠野 浩一	久留米市小森野五丁目18番25号

2 退任監事

氏名	住所
渡辺 一博	久留米市小森野六丁目4番31号

3 就任理事

氏名	住所
高田 茂樹	久留米市諏訪野町2546番地3 アーサー久留米エクシオII 601号
渡辺 一博	久留米市小森野六丁目4番31号
笠野 浩一	久留米市小森野五丁目18番25号

4 就任監事

氏名	住所
高田 正文	久留米市高野二丁目11番12号

公告

耳納山麓土地改良区から役員の内退の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年9月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
中島 年隆	久留米市西町786番地9-B201号